毎週火・金曜日発行

Щ

各山各山会各庁

教

育

局署部関庁局関般

計 出

先

1 日 日)

山口県事務決裁規程

(昭和四十四年山口県訓令第四号)の一部を次のように改正す

「(24)」を「(25)」に改め、

同項中25を26

山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令

令 和 3 4 月

		<u>:</u> —				(木曜
「法」という	(令和元年法律 (令和元年法律 第64号。以下こ の頃において	この事業の推進して 関 する 注律	/0 地域人口の急減に対処するためを発売事場で	別表第三の2の表	(23) 土地等の貸付け (5)	し、24を25とし、27別表第三の1の表と
(4) 認定の取消し(法第9条第2項)	(3) 認定の有効期間の更新(法第 6 条第 2 項)	(2) 変更の認定	(1) 認定及び意見聴取 (法第3条第 / 項、第5項)	別表第三の2の表中山間地域づくり推進課の部に次のように加える。	土地等の貸付けの認可(法第79条の 5)	とし、24を25とし、23を24とし、22の次に次のように加える。 別表第三の1の表学事文書課の部11の項の25中「24」を「25」に改った。
第9条第2項)	更新(法第6条第	(法第5条第/項)	又(法第3条第/	些課の部に次のよう	0	 (次のように加える 頃の(24) を
0	0	0	0	,に加える。		」。 [25] に改

う。)の施行に 関する事務) (1)から(6)までに掲げる事項以外の法 の施行に関すること。 事業停止命令(法第//条第/項) 適合命令及び改善命令 9条第2項) 祭網 犛 (法第3条第/ (法第/3条 (法第6条第 0 \bigcirc \bigcirc \bigcirc \circ \bigcirc 0

(27) を削り、 を削り、同項の③を同項の②とし、同部中14の項を15の項とし、13の項の次に次のよう 行題するいと。」に改め、 **専6三中「、勧告等及び報告(法第10条)」や「(法第10条第1項)その他の法の施行** 金」を「業務上の余裕金」に、 第3点」を「第174条の6第5点」に改め、同項中33を32とし、34を33とし、53を34と 255条の 5 」を「第255条の 5 第 1 項」に改め、同項の図中「、第 3 項」を削り、 条第4項、第251条第5項」を「第251条第5項、第251条第6項」に改め、同項の医中 「第252条の 2 第 4 通」を「第252条の 2 の 2 第 4 通」に改め、同項の⑵及び⑵中「將 別表第三の2の表市町課の部1の項中「の講演」を削り、 同項の36中「35」を「34」に改め、同項の36を同項の36とし、同部3の項中「齊 (28を27)とし、(29から33までを28から33までとし、同項の33中「総174米の6 同部5の項中(1を削り、(2を(1とし、同項の(3中「及び(2)) 「第16条第6項」を「第16条第4項」に改め、同部4の 同部2の項の(2)中 「第251

山口県訓令第十一号 ○訓令 山口県事務決裁規程の一部を改正する訓令(人事課) 目 次

Ш 口県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める

Щ

山口県労働委員会事務局 口県人事委員会事務局 口県監査委員事務局

ЩЩ

口県議

会

事

務

口 県

警

本

警

令和三年四月一日

山口県知事

村

岡

嗣

政

地方独立行政

地方独立行政法人の設立の認可

山

アンス 楽い 第7条 0

別表第三の2の表市町課の部の次に次のように加える。

票	無	塓	7	Ø	(';	4 i
	行に関する事務	のいたがい、のでは、これで、これで、これで、これでは、これでは、一人では、「人では、」とは、「人では、」とは、「人では、」とは、「人では、」とは、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」といるには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「人では、」」というには、「んでは、」」というには、」は、「んでは、」」というには、「人では、」」は、「んでは、」」というは、「んでは、」」は、「んでは、」」というは、「んでは、」」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」」は、「んでは、」」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、「んでは、」は、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、これ、	2 放送法 (昭和 25年注律第/32		整及び推進に関する事務	/ 情報通信技術の活用に関する
(3) (1)及び(2)に掲い 行に関すること。	(2) 小規模施設特定有線 に対する業務停止命令	交通大臣への事: 3項)	(1) 小規模施設特欠 (1) 小規模施設特欠	整及び推進	(2) 情報通信技術の活用に関する 新籍の企画 調	(1) 情報通信技術の 施策の決定
(1)及び(2)に掲げる事項以外の法の施 に関すること。	E有線一般放送事業者 上命令(法第/74条)	交通大臣への事前通知(法第/45条第3項)	E有線一般放送事業者 ト命令を行う旨の国十	課長が特に重要と認 めるもの以外のもの	課長が特に重要と認 めるもの	情報通信技術の活用に関する基本的 施策の決定
						0
	0		0		0	
0				0		
						_

項とし、 | 温」に改め、4の項を削り、 別表第三の2の表情報企画課の部中 同項の前に次のように加える。 3の項を4の項とし、 「情報企画課」や「デジタル・ガバメント推進 2の項を3の項とし、 1の項を2の

	の推進に関する。					
2.7 E.	(2) 情報通信技術 を活用した行政 の推進	(1) 情報通信技術を活用 に関する基本的施策の				
課長が特に重要と認 めるもの以外のもの	課長が特に重要と認 めるもの	を活用した行政の推進 施策の決定				
		0				
0						

条の2第2項」や「水道基盤強化計画の策定 |表第三の4の表生活衛生課の部10の項の(1中 (法第5条の3第1項、 「広域的水道整備計画の策定 第6頃」に改め、 (法第5

> 同項の⑪中「(9)」を「(10)」に改め、 1)の次に次のように加える。 同項中(10を11)とし、 (2)から(9)までを(3)から(10)までと

(0)	
協議会の組織 項)	
(法第5条の4第/	
0	

次のように加える。 別表第三の4の表生活衛生課の部13の項中「第32%第1 嵐」を「第66%第1 嵐」に改 同部22の項の(2)中 「(1)」を「(1)から(3)#7」に改め、 同項中(2)を(4)とし、 (1)の次に

保健所	0			(3) 指導及び助言 (法第37条第2項)
保健所	0			(2) 犬又は猫の引取り等(法第35条第/項、第4項)

中10の項を11の項とし、 交付金」や「林業・木材産業成長産業化促進対策交付金」に改め、 別表第三の8の表ぶちうまやまぐち推進課の部17の項中 9の項の次に次のように加える。 「森林・林業再生基盤づくり 同表農村整備課の部

年時年第58号。 以下にの項において「法」という。)の施行に 関する事務	の火上するり開 進に関する特別 排置注(今和?	/0 防災重点農業 用ため池に係る 味巛丁事業の推
(3) (1)及び2)に掲げる事項以外の法の施行に関すること。	(2) 推進計画の策定(法第5条第/項)	(1) 防災重点農業用ため池の指定(法第 4条第/項)
0		

とし、同部中15の項を14の項とし、16の項から18の項までを一項ずつ繰り上げ、同表水 通」に改め、同項の③中「第34条第 2 項」を「第34条第 4 項」に改め、同部6の項中 温」に改め、 ⑤中「第58条第3項、第4項」を「第58条第4項、第5項」に改め、同項を同部13の項 生産者団体の」を削り、 **温」に改め、** 産振興課の部2の項の①中「豊冶」を「豊冶瓣」に、 に関する法律(昭和36年法律第183号」に改め、 同項の①中「生乳生産者団体」を「第 「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和40年法律第112号」や「畜産経営の安定 号対象事業者」に、「第6条第1項」を「第10条第1項」に改め、同項の②中「生乳 別表第三の8の表畜産振興課の部2の項の①中「第3点、 第4 」を「 第4 点、 8の項を7の項とし、9の項から13の項までを一項ずつ繰り上げ、 同項の③中「第15条第1項」を「第18条第1項」に改め、 同項の(2)中 「第10糸第1」」を「第13糸第1」」に改め、同部中7の項を 「制定」を「制定等」に、 「第4条第8項」や「第4条第7 「第4条第7項」や「第4条第6 同項の4)中「第 同部14の項の

30%」を「瓣33%瓣1温」に改め、同部中4の項を削り、5の項を4の項とし、6の項 を5の項とし、7の項を6の項とし、同部8の項の例から倒までを削り、 通」に改め、同項の⑥中「第22条第 2 通」を「第25条第 2 通」に改め、同項の⑦中 1 通」を「第14糸第1 通」に改め、同項の図を同項の似とし、同項の図中「第2条第1 ※第1 通第1 号から第13号」に改め、同項の38を同項の42とし、 に関する省令」や「漁業の許可申請書等の進達(漁業の許可及び取締り等に関する省 18条第1項」を「第22条第1項」に改め、同項の⑤中「第18条第6項」を「第22条第6 「昭和42年山口県規則第11号」や「令和2年山口県規則第46号」以、 を「新12糸※1 温」に改め、同項中36を40とし、 「)第3条」や「。以下この項において「省令」という。)第116条第1項、 回

「特定漁業の許可申請書等の進達(指定漁業の許可及び取締り等 「第7条、第10条」を「第4条第1項、第24条」に改め、同項の38を同項 「指定漁業(省令第3条第1項第1号から第6号」や「漁業 40の前に次のように加える。 同項の③中「第25条第 「調整規則」を 同項の(39)中 (省令第116

中

中

を

(39) 箫箫 補償金額の受益者負担額の決定(法 /77条第/4項において準用する同条 6項) 0

105条第1項」を「第147条第1項」に改め、 **温」に改め、** 106条第3項」 124条第1項」を 124条第 4 項」 128条第1項」を「第169条第1項」に改め、 130条第2項」を「第171条第2項」に改め、 温」に改め、 別表第三の8の表水産振興課の部8の項の⑤中 (法第100条」を「罷免 G55日「選挙権及び被選挙権を有する」 同項の33を同項の38とし、同項の34中「粉型の」を「の粉型の」に、 を を「第148条第3項」に改め、 同項中25を29とし、 「第165条第1項」に改め、 「第165条第4項」に改め、 (法第144条第1項」に改め、 29の前に次のように加える 」を削り、 同項の33を同項の36とし、 同項の28を同項の31とし、 同項の29を同項の32とし、 同項の30を同項の33とし、 同項の33を同項の33とし、 同項の32を同項の55とし、 「第134条第2項」や「第176条第2 「第86条第2項」 同項中27を30とし、 同項の27中 同項の(30)中 同項の28中 同項の(29)中 同項の(31)中 同項の(32)中 を (26)を削り 「第138条第 一網 一網 部

山

П

項、第3項第2号」を「第137条第2項」に改め、 表第三の8の表水産振興課の部8の項の四中 同項の24を同項の27とし、 同項の23中「珍燥器」を「珍燥」に、 同項の23を同項の26とし、 「第85条第4項」や「第137条第4項 「第85条第2 同項の(22)

> 同項の(4)を同項の(3)とし、 を「団体漁業権」に、 **喫の3中「の制限等(法第34条第1項−第3項)」や「に条件を付すこと** 同項の山中「第37糸第1風」を「第89糸第1風」に改め、同項の山を同項の印とし、 第3項」を「取消し等 糸」を「第76糸第1項」に改め、 1 嵐、瓣 2 嵐)。」に改め、同項の回を同項の図とし、 糸第1掻」に改め、同項のધ3を同項のt22とし、同項のt22中「取消し(法第38糸第1掻-120条第 4 項」に改め、 「第79糸第1嵐」に改め、同項の8を同項のધとし、同項の⑺中「第24糸第2嵐、第4 一番80米番 2 温」に改め、同項の(9)を同項の切とし、 の前に次のように加える。 「辮94米」に改め、 や「第78条第2項、 「海区漁業調整委員会」や「海区漁業調整委員会等」に、 「第74条第1颪」を「第128条第1颪」に改め、同項の⑵を同項の⑵とし、 「第74条第5 嵐」を「第128条第5 嵐」に改め、同項の②を同項の②とし、 (2)を削り、 「変更、取消し又は行使の停止(法第39条第1項ー第3項」や「取消し等 同項の①中「第10%」を「第69%第1 温」に改め、同項中①を⑴とし、 同項中15を22とし、14を削り、 「第14条第4項、第5項」や「第72条第6項、第7項」に改め、 同項中20を23とし、 (注 第92 ※ 1 温、 第 2 温」に改め、同項の口を同項の回とし、 新3[|]温」に改め、同項の(7)を同項の⁽⁵⁾とし、 同項の(3)中「郷12米」を「郷70米」に改め、同項中(3)を(2)と 同項中(6を4)とし、(5を削り、同項の4)中「 海 米 崙」 (16)から(19)までを削り、 同項の⑴中「必無भ」を 同項の8中「第26条第1 風」を 同項の(9)中 「第67条第4項」を「第 同項の15中「第40条 「第27条第2項」や 同項の(6)中「第22 (法第86条第 同項の(20) 同項の 同

(8) 船舶 (法第	(7) 規則 (法第	(6) 規貝 (法第	(5) 助言 項)	(4) 漁獲	(3) 年初条)	(2) 知事 /6条)	(1) 県資
船舶等の数についての意見の申出 法第57条第8項)	規則の制定等についての認可の申請 法第57条第6項、第//9条第7項)	規則の制定等についての意見聴取 法第57条第5項、第//9条第§項)	助言、指導又は勧告(法第32条第 2)	漁獲量等の公表(法第3/条)	年次漁獲割当量の設定等(法第/9 :)	知事管理漁獲可能量の設定等(法第 /6条)	(1) 県資源管理方針の策定等(法第//条)
	0						
0		0	0	0	0	0	0

9

許可等の内容 の変更の許可等 (規則第/6条第 / 項、第3項)

別に定める漁業に係 るもの

0

農産所口関振林事 県水興水務山下産局

別の漁

定める漁業以外業に係るもの

0

徭

漁業の許可の有効期間の短縮 75条第2項)

(規則

口

(58)

山

500 許可等に条件 を付すこと (規 関第/3条第/ 項、第2項)。

別に定める漁業以外の漁業に係るもの

 \bigcirc

別に定める漁業に係るもの

0

農産所口関振林事 県水興水務山下産同

47

別に定める漁業以外 の漁業に係るもの

 \bigcirc

整規則第22条第2項」を「規則第7条第2項」に改め、 条第1項」を「規則第7条第1項」に改め、 頃」を「規則第6条」に改め、 别 (9) 6 表第三の8の表水産振興課の部8の項の倒を削り、) 海区漁場計画の策定(法第62条第 / 項、第64条第 4 項) 内水面漁場計画の策定(法第67条第 項) 同項の45を同項の44とし、 0 0

のように加える。 同項の46を同項の45とし、 同項中47を46とし、 同質の妥中「調整規則第21条第 同項の46中 同項の47中「灩 「調整規則第22 (46) の次に次

4の 許可等に必要な書類の提出の な書類の提出の 要求(規則第8 条第2項) 別に定める漁業に係るもの 0 農産所口関振林事 県水興水務山下産局

整規則第25条第1項、第2項」 までを次のように改める。 規則第9条第2項」に改め、 别 表第三の8の表水産振興課の部8の項 を「規則第11条第5項、第7項」に改め、 同項の49中 0) 「許可等の定数」を「許可の基準」に、「調 (48)中 「調整規則第23条第2項、 同項の50から 第4項]

を

(88) 漁場内の岩礁破砕等の許可等 第46条第/項、第3項)	67 除外設備の設置又は変更の命令 則第45条第2項)	第9項)	(56) 水産動植物の 採捕の許可等 (規則第33条第 (周 第7日	%) \(\sigma_{\text{vi}} \text{ \text{vi}} \) \(\sigma_{\text{vi}} \text{vi} \) \(\sigma_{\text{vi}} \text{vi} \) \(\sigma_{\text{vi}} \text{vi}	(55) 許可証の書換 え交付及び再交 付 (抽 目) 第 29	(54) 海区漁業調整3 取及び公開による 20条第/項、第3 第2項、第4項、 条第7項)	道、第20条章/ 項、第27条章/ 項、第2項、第 23条第/項)	63 漁業の許可等
を砕等の許可等(規則 \$ 3 項)	置又は変更の命令(規	県内に住所を有する 者に係るもの	県内に住所を有する 者以外の者に係るも の	別に定める漁業に係るもの	別に定める漁業以外 の漁業に係るもの	海区漁業調整委員会等からの意見聴取及び公開による聴聞の実施(規則第20条第/項、第3項、第22条第/項、第9項、第9項、第33条第/項、第33条第/項)	別に定める漁業に係るもの	別に定める漁業以外 の漁業に係るもの
	0					0		
			0		0			0
0		0		0			0	
農産所口関振林事 県水興水務山下産同		農産所口関振林華 県水興水務山下産同		農産所口関振林華 県水興水務山下産同			農産所口闕振林華 県水興水務山下産同	

理黙の語1の頃の②中「勧告(法第19条の5」を「勧告等(法第19条の6第1項-第3 9の項を8の項とし、10の項から15の項までを一項ずつ繰り上げ、別表第三の9の表監 63中「63」を「69」に改め、同項の64を同項の60とし、同項を同部7の項とし、同部中 規則第30条第1項」を「規則第47条第1項」に改め、 次に次のように加える。 別表第三の8の表水産振興課の部8の項の切から悩までを削り、 に改め、 同項の(13)中 「(12)」を「(13)」に改め、 同項中(3)を(4)とし、 同項の個を同項の切とし、同項の 同項の63中「内水面 (12) を (13) とし、 (11)

2

報

(12) 》 建設資材製造業者等に対する勧告 び命令等(法第4/条の2第/項-第 項) 及ら 0

「(62)」を「(63)」に改め、 「第4項」を 同項中63を64とし、 「第5項」

を41から63までとし、 建築指導課の部1の項の63中 別表第三の9の表都市計画課の部10の項の4中 6 63 居住環境向上用途誘導地区内におけ) 建築物の建蔽率等に係る許可(法第)条の2の2第 / 項第2号、第3項) (3)の次に次のように加える。 0 に改め、 (40) から(62) まで 同表

の (10) 中 型 《 **温」に改め、** 項の臼中「第36条第2項」を「第41条第2項」に改め、 に加える。 項の(4)とし、 別表第三の9の表建築指導課の部10の項の臼中 に改め、 に改め、 に改め、 に改め、 を「瓣38米」に改め、同項の(9を同項の(10とし、 「辮34米」を「辮39米」に改め、同項の回を同項の回とし、同項の9中 同項の(12)中 同項の(5)を同項の(6)とし、 同項の(6を同項の(7)とし、 同項の(7を同項の(8)とし、 同項の(8)を同項の(9)とし、 同項中(4を(5)とし、 「第37条」を「第42条」に改め、 (1)から(3)までを(2)から(4)までとし、 同項の(4)中 同項の(6)中 同項の(5)中 同項の(7)中 「(12)」を「(13)」 「第38条第1項」や「第43条第1 「第31条第1項」や「第36条第1 「第30条第1項」や「第35条第1 「第30条第3項」や「第35条第3 同項の8中「第32条」を「第37 同項の(1)を同項の(1)とし、 同項の12を同項の13とし、 一に改め、 (2)の前に次のよう 同項の(3)を同 「第33 同項 同

/2条第/項/第 /2条第/項/第 3項、第/3条第 2項/第/4項)	建築物エネー消費性能 ・消費性能
出先機関において取り扱う建築物に係るもの	本庁において取り扱 う建築物に係るもの
	0
0	
土木事 務所	

Щ

第2項において準用する法第83条第2項、法第90条第3項において準用する法第83条第 温」を削る。 別表第三の9の表建築指導課の部14の項中 回灣 を「協議」 に改め、 法第84条

附 則

この訓令は、 令和三年四月一 日から施行する。 令和三年四月一日発行令和三年四月一日印刷

発発 行行 人所

山口県知事山口県市